



富士山を世界文化遺産に

ふじよしだ 議会だより

第121号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

上暮地地区春まつり

平成25年6月1日 編集・発行 議会だより編集委員会 電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

平成25年度予算

総額 406億

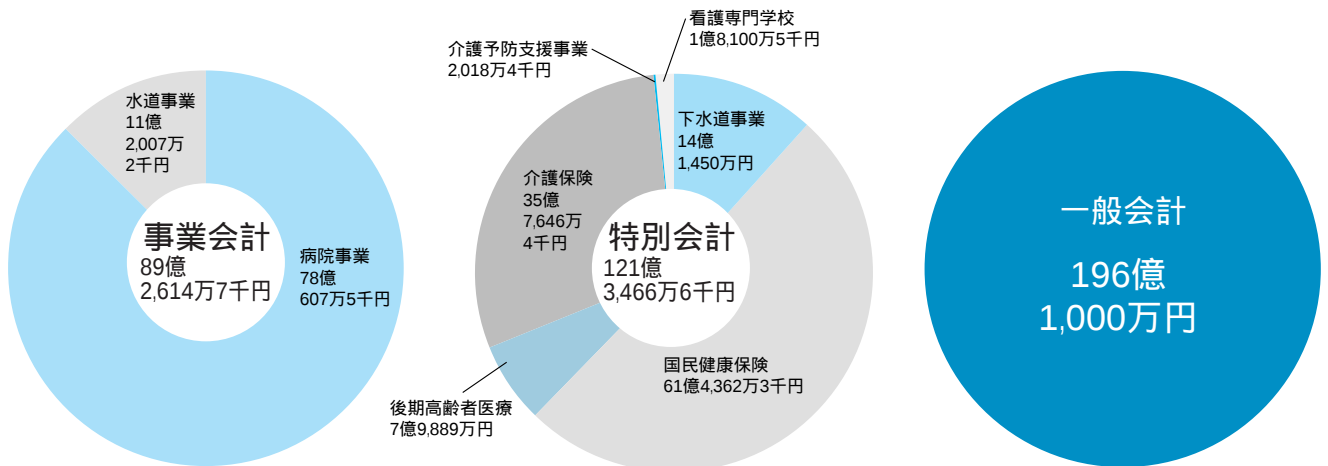
7,081万3千円

平成25年3月定例会は、3月4日開会され、19日間の会期を終えて3月22日に閉会しました。

この定例会では、平成25年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など9会計予算をはじめ、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例など条例の制定7件、富士吉田市個人情報保護条例など条例の一部改正7件、平成24年度一般会計補正予算など補正予算3件、指定管理者の指定について2件、その他3件、合計31議案が市長から提案され、議案については、すべて可決しました。

また、辞任に伴い恩賜林組合会議員の補欠選挙が行われました。

市政に対する一般質問は五人の議員が行いました。



3月定例会 会期日程							
日程	内 容						
3月4日	本会議 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 (開会)						
7日	本会議 ○議案の追加提案・委員会付託 ○市政一般質問						
11日 12日	予算特別委員会 ○付託議案の審査 総務経済委員会 ○付託議案の審査						
15日	文教厚生委員会 ○付託議案の審査 建設水道委員会 ○付託議案の審査						
18日	本会議 ○各委員長からの報告 ○各議案の採決 ○富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙 (閉会)						
21日							
22日							
《編集委員会》 委員長 太田 利政 委員 奥脇 和一 渡辺 幸寿 勝俣 米治 渡辺 貞治 羽田 幸寿							

委員会の審査から

□予算特別委員会

□総務経済委員会

□文教厚生委員会

□建設水道委員会

予算特別委員会

平成25年度一般会計、特別会計、事業会計など、合計9会計の予算を審査するため予算特別委員会を設置し、次のとおり構成され、2日間委員会を開催し慎重に審査が行われました。

委員長 戸田 元
副委員長 小俣 光吉
委員 渡辺 嘉男
太田 利政
渡辺 忠義
及川 三郎
勝俣 米治
桑原 守雄
前田 厚子
勝俣 大紀

●一般会計

本案は、平成25年度富士吉田市一般会計予算でありまして、予算総額は、19億1千万円で、前年度当初予算に比べ6・5%の増加となっております。

主な歳入であります。

市税については、個人住民税及び市たばこ税の増額が見込まれるものの、固定資産税の減額が見込まれることなどから、全体においては、対前年度比0・3%増の60億2100万円余が計上されております。

地方交付税については、普通交付税27億円、特別交付税4億5千万円の31億5千万円が計上されております。

このほか、国・県支出金として33億4400万円余り、分担金及び負担金12億5900万円余り、市債17億3千万円余り、その他41億3百万円余りが計上されております。

次に歳出について、第五次総合計画の体系に沿って、第一章「安心して健やかな暮らし環境の確保」に61億9100万円余り、第二章「恵み豊かな自然の享受と継

承」に11億4400万円余り、第三章「安全で快適な暮らし環境の構築」に36億4300万円余り、第四章「活力ある地域経済社会の構築」に3億4百万円余り、第五章「市民文化の形成」に3億2200万円余り、第六章「豊かな人間性の育成」に10億7800万円余り、第七章「世界に開かれたまちの形成」に1億1200万円余り、第八章「市民と行政の役割分担」に68億4400万円余りが計上されております。

極めて厳しい財政状況にあることから、財源の確保は重要な課題であり、収納対策の強化等により市税などの一般財源の確保はもとより、国・県支出金等特定財源の確保等にも力を注ぎ、基金の有効・適切な活用などを含めて財源の確保を図りつつ、引き続き本市財政の健全性が確保されることが望まれるところであります。

新年度予算は、第五次総合計画に基づいた、総合的な行財政運営の推進を図るための予算として妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の中で、子官頸がんのワクチン接種について、予算を確保する中で、これからもしっかりとした対応をして欲しいとの要望がありました。

地域活性化の活動を支援するため初の試みである市民財団の設立や地域おこし協力隊の発足については、大きな成果が期待されることから、是非とも成功させて欲しいとの要望がありました。

防犯灯について、LED導入に前向きに検討して欲しいとの要望がありました。

電話催告業務委託について、収納率の向上のために、よく精査し、大きな効果が出るよう努力して欲しいとの要望がありました。

保育園の園庭の芝生化について、施工済みの園庭についてしっかりとした検証を行い、他の保育園についても芝生化に向けて努力して欲しいとの要望がありました。

放課後児童対策について、現在小学校3年生までが対象となっているが、各家庭にもいろいろな事情があることから、これを小学校6年生までに対象を広げて欲しいとの要望がありました。

未熟児養育医療給付事業について、未熟児が増加している大きな要因として、喫煙が考えられることから、喫煙を減らすような活発な啓蒙活動を行って欲しいとの要望がありました。

富士山の世界文化遺産登録後の各種イベントに関して、いろいろな企画を計画して欲しいとの要望がありました。

富士山環境保全協力金事業について、各種権利関係をクリアするために、議会の特別委員会等を有効に活用するなどして、方向性を見出して欲しいとの要望が

委員会の審査から

□予算特別委員会

□総務経済委員会

□文教厚生委員会

□建設水道委員会

ありました。

市道等維持管理事業について、今回の大雪の際、業者間で除雪の方法に大きな違いが見られたので、市民の平等性を考慮し、徹底した指導に努めて欲しいとの要望がありました。

新倉南線整備事業について、予定通り平成26年度末の完成を目指して努力して欲しいとの要望がありました。

急傾斜地崩壊対策事業について、山梨県へも要望活動を行い、早期の完成に努めて欲しいとの要望がありました。

橋梁維持管理事業について、大規模地震の恐れもあることから、危険な橋梁については早急に対応を図って欲しいとの要望がありました。

公園管理運営事業について、いくつかの公園は自治会に管理をお願いしている状況だが、これが自治会にとって大きな負担となっており、管理が行き届かない

公園も見受けられることから、管理方法について何らかの方策を考えて欲しいとの要望がありました。

防災対策事業について、平成24年度において実施した防災ラジオの配布について、住民の反響も大きいことから、もう一度、配布の機会を設けて欲しいとの要望がありました。

自立支援研究事業について、アドバイザー制度を充実させ、いじめ問題等に対し、保健室等を活用するなど、今後の対策・環境づくりを進めて欲しいとの要望がありました。

放課後子ども教室推進事業について、現在2校でしか実施されていないので、外国語ボランティア等を有効に活用し、全校で実施できるような努力して欲しいとの要望がありました。

学校給食センター運営事業について、食物アレルギー対策として、建設計画のある新しい施設、(仮称)富士の郷食あいセンターは

当然のことながら、現在の施設についてもしっかりと対応に努めて欲しい。また、実際にその症状が起こってしまった場合のマニュアルづくり、併せて、給食時のみならず学校生活における緊急時のシステムづくりにも努めて欲しいとの要望がありました。

総括質疑の中で、地元企業の撤退について、法人市民税やそこで働く方々の各種納税は市にとって貴重であることから、地元企業にもっと目を向け、会社訪問を行うなどして、地元企業に根付いていただけるよう、行政が企業とともに二人三脚で取り組んで欲しいとの要望がありました。

●特別会計・事業会計
特別会計は、下水道事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校

6特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計、水道事業会計の2事業会計予

算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、下水道事業特別会計では、審査の中で、下水道未加入世帯に対し、直接訪問するなどPR活動を積極的に実施して欲しいとの要望がありました。

総括質疑の中で、富士北麓流域下水道、桂川流域下水道の処理に係る費用に差があるため、単価の見直し等について山梨県と交渉する中で、赤字経営の解消に努力して欲しいとの要望がありました。

国民健康保険特別会計予算では、総括質疑の中で、医療費の増加等により国民健康保険税を上げざるを得ないことは理解するが、負担とサービスのバランスに留意する中で、健全な財政運営に努めて欲しいとの要望がありました。

介護保険特別会計では、総括質疑の中で、介護保険料も国民健康保険税と同じで、相互扶助の考えが根幹

にあることから、課税には慎重を期して欲しいとの要望がありました。

市立病院事業会計では、審査の中で、病院経営の資金として、新たに恩賜林組合から補助金等をいただくことを考えるべきであり、そのためには、行政と議会が一致協力して働きかけることが肝要であるとの意見がありました。

水道事業会計では、総括質疑の中で、水道料金について、平成25年度に開催予定の審議会の中で、十分審議して、健全な財政運営に努めて欲しいとの要望がありました。



総務経済委員会

●審議案件

①議案第十号

組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

②議案第十一号

富士吉田市個人情報保護条例の一部改正について

③議案第十二号

富士吉田市防災会議条例の一部改正について

④議案第十三号

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

⑤議案第十四号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

⑥議案第十五号

富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

⑦議案第十六号

富士吉田市立中ノ茶屋の設置及び管理に関する条例

の制定について

⑧議案第十七号

富士吉田市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

⑨議案第二十四号

富士吉田市立中ノ茶屋の指定管理者の指定について

⑩議案第二十九号

平成24年度富士吉田市一般会計補正予算（第七号）

●審議結果

① 本案は、「組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」の制定でありまして、組織機構改革の一環として、総務課法制室を廃止し、総務課の担当とすることに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

② 本案は、「富士吉田市個人情報保護条例」の一部改正でありまして、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、個人情報の本人以外収集、目的外利用、外部提供及び総合行政システムの結合について、例外規定を追加する等、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③ 本案は、「富士吉田市防災会議条例」の一部改正でありまして、「災害対策基本法の一部を改正する法律」の施行に伴い、富士吉田市防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項の審議等を加える等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④ 本案は、「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例」の制定でありまして、平成25年度における職員の手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤ 本案は、「富士吉田市職員給与条例」の一部改正でありまして、給与構造改革に伴う昇給抑制を受けた者に対する号給回復を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥ 本案は、「富士吉田市小口資金融資条例」の一部改正でありまして、中小企業者等への経済支援対策としての利子補給金の交付率の引き上げを1年間延長するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦ 本案は、「富士吉田市立中ノ茶屋の設置及び管理に関する条例」の制定でありまして、麓からの富士登山の推奨、市民と来訪者との交流及び観光客等の市内への来訪を促すための拠点として富士吉田市立中ノ茶屋を設置するため、施設の名称及び位置、使用の許可等、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑧ 本案は、「富士吉田市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の制定でありまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「河川法」の改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の技術的基準を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑨ 本案は、富士吉田市立中ノ茶屋の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二十四条の二第三項の規定により、富士吉田市立中ノ茶屋について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、指定管理者制度の基本的な趣旨や運用形態を逸脱することなく、施設管理に取り組むべきであるとの意見とともに、このことを含めて、ふじよしだ観光振興サービスや活性化エリアにかかる他の諸懸案についても、今後、検証してほしいとの要望が

⑩ 本案は、「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例」の制定でありまして、平成25年度における職員の手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑪ 本案は、「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例」の制定でありまして、平成25年度における職員の手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑫ 本案は、「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例」の制定でありまして、平成25年度における職員の手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑬ 本案は、「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例」の制定でありまして、平成25年度における職員の手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑭ 本案は、「平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例」の制定でありまして、平成25年度における職員の手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会の審査から

- 予算特別委員会
- 総務経済委員会
- 文教厚生委員会
- 建設水道委員会

ありました。

⑩ 本案は、平成24年度富士吉田市一般会計補正予算第七号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ8億1277万4千円を追加し、総額を196億4204万7千円とするものであります。

歳入では、市債3億4240万円、社会資本整備総合交付金2億3714万4千円、前年度繰越金1億4102万3千円等を増額するものであり、歳出では、市営西丸尾団地建替事業5億6170万7千円、退職手当にかかる人件費1億1698万4千円、市営住宅管理事業5826万円等を増額するものであります。

また、保育園管理運営事業外9事業、8億6008万8千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

● 審議案件

① 議案第十八号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

② 議案第十九号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

③ 議案第二十号

富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

④ 議案第二十五号

富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定について

⑤ 議案第二十六号

町の区域及び名称の変更について

⑥ 議案第二十八号

富士北麓自立支援給付認定審査会共同設置規約の変更

更について

⑦ 議案第三十号

平成24年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

● 審議結果

① 本案は、「富士吉田市手数料条例」の一部改正でありまして、住民基本台帳カードの新規発行手数料の無料化について1年間延長するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

② 本案は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定でありまして、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保

健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行による「障害者自立支援法」の改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③ 本案は、「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部条例」の制定でありまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部に必要事項について定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④ 本案は、富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二十四条の二第三項の規定により、富士吉田市立青少年センターについて指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤ 本案は、町の区域及び名称の変更でありまして、「下吉田市役所周辺地区」の住居表示につきまして、新町名を下吉田六丁目から九丁目まで及び下吉田東一丁目から四丁目までとし、新倉の一部を下吉田六丁目から九丁目まで及び下吉田東二丁目から四丁目までに、また、大明見及び上吉田の一部を下吉田東一丁目、それぞれ編入しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

決すべきものと決しました。

⑥ 本案は、富士北麓自立支援給付認定審査会共同設置規約の変更でありまして、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行による「障害者自立支援法」の改正に伴い、規約の変更に係る協議をするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦ 本案は、平成24年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

決すべきものと決しました。

建設水道委員会

●審議案件

①議案第二十一号

富士吉田市道路占用料徴収条例の一部改正について

②議案第二十二号

富士吉田市市道の構造基準等を定める条例の制定について

③議案第二十三号

富士吉田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

④議案第二十七号

字の区域の変更にについて

⑤議案第三十一号

平成24年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第一号

した。

⑦本案は、平成24年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第二号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ9200万円を追加し、総額を61億7020万9千円とするものであります。

～歳入では、財政調整基金繰入金9200万円を増額するものであり、歳出では、国保療養給付費負担金等償還金9200万円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●審議結果

①本案は、「富士吉田市道路占用料徴収条例」の一部改正でありまして、「道路

法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、

市道における太陽光発電設備等の占用料を徴収するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市市道の構造基準等を定める条例」の制定でありまして、

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「道路法」の改正に伴い、市道の構造の技術的基準等を定めるため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③本案は、「富士吉田市水道事業の設置等に関する条例」の一部改正でありまして、上水道給水区域における水道施設整備に係る山梨県への事業計画の変更認可申請に伴い、計画給水人口及び一日最大給水量の見直しを図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、字の区域の変更でありまして、土地区画整理法に基づき実施した中央通り線土地区画整理事業の工事完了に伴い、当該事業地内の字を変更するもので

あり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤本案は、平成24年度富士吉田市水道事業会計補正予算第一号でありまして、今回、収益的収入及び支出につきまして、収入を211万3千円増額し、総額を6億651万6千円とし、支出を2254万円増額し、総額を5億975万7千円とするものであります。

収益的収入では、営業外収益を2111万3千円増額し、収益的支出では、営業費用を2254万円増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議会の動き

演習場対策特別委員会が開催されました

3月19日に演習場対策特別委員会が開催され、その中で、使用協定の更新にかかる対国要望事項に対する回答について了承され、結果として3月28日に第九次北富士演習場使用協定が締結されました。

また、3月22日の委員会においては、富士北麓地域におけるオスプレイの飛行運用に対して、地元として集約した要請案が了承され、3月28日に国に対して要請がなされました。

また、4月30日の委員会においては、使用協定締結に伴い、平成26年度の概算要求案が示され、了承されました。

人事案件

●富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員(補欠選挙)

渡辺 貞治氏(上吉田区域)

●全文については、次期定例会（6月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問 3月

宮下 豊 議員



①資源を活用した農林業振興について

●一回目の質問

本市がかねてから取り組んできた事業である産学官連携事業の一つである「地下水の調査」の分析結果が発表され、それによると、地下100mから150mの水は、カルシウム及びカリウムがほど良く含まれ、他地域に比べ大変おいしい水とのことである。

また、私の調査では山梨県内において、県内外の企業による農業参入が平成18年は19社、平成23年は64社で、年々大幅な増加が見られ、この6年間で延べ22

7社となっている。

そこで、今まで、本市において農業振興策の一環として企業の農業参入があったかどうか。有ったとするならば、何社あったのか。

また、農業生産企業の誘致を、今後、積極的に図るべきと考えるが、いかがか。

今回の地下水の分析結果を踏まえ、地下水を活用した安心・安全かつまた新鮮な農作物の水耕栽培の分野への企業の参入は、生産される農作物を通じて富士山の水をアピールする一つの方策と考えるが、いかがか。

次に、現在、恩賜林組合において、間伐材を利用したシイタケ、なめこ、マイタケ等の原木栽培に取り組んでいるが、本市の林業振興策の一環として、あるいは市民、入会住民の雇用の場の創出等を踏まえた中で、恩賜林組合と連携しての二次製品の加工をも含めた事業の拡大を図るべきだと考えるが、いかがか。

●一回目の市長答弁

まず、企業の本市への農

業参入についてであるが、平成24年4月に、1社の企業参入があり、「株式会社桔梗屋」が運営する農業生産法人「株式会社ハイジの野菜畑」が上暮地の数見地区、約5・3ヘクタールにおいて、自社用の蕎麦、大豆、花を栽培している。

次に、農業生産企業の誘致についてであるが、これまで、企業が農業に参入する場合、土地利用問題が特に障壁となっていたが、「農業経営基盤強化促進法」の改正により、農業生産法人以外の一般企業などの法人においても、土地のリース方式が認められるようになり、現在は農業分野へ企業が参入しやすくなっている。

農業生産企業の誘致は、耕作放棄地の縮減及び農業生産拡大の効果が期待できることから、企業の農業参入を促進していきたい。

次に、水耕栽培についてであるが、富士山の伏流水の水質については、慶應義塾大学の調査でも良質なものであることが確認されており、本市の農業分野においてもこの財産を有効に活用することが重要であることから、水耕栽培への企業参入の動きに対しては、積極的に支援していきたい。

次に、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合との連携についてであるが、恩賜林組合では、発足当初から造林事業を展開し、そ

の事業において発生する間伐材等を活用した木工製品の生産やキノコ栽培などの諸事業を行っているので、連携については、今後検討していきたい。

本市の林業については、林業従事者の比率はわずかであり、大変厳しい状況にあるが、市総面積1万2183ヘクタールのうち森林面積は8517ヘクタールであり、総面積の約70%を占めていることから、林業振興は重要な課題であると認識している。

今後においても、富士山北面の林業については、関係機関等と連携して、林業振興に努めていきたい。

●二回目の質問

本定例会初日に堀内市長は所信表明の中で「働きたい人が働けるまちに」をキヤッチフレーズとして、「産業振興と雇用の拡大を進めて参ります」と表明され、かつ、また、重要施策と位置づけておられ、大変ご期待申しあげるところである。

さて、県内外の企業による農業参入は、本県のみならず全国的に異業種による参入が展開されていると伺っている。このことは「農業経営基盤強化促進法」の改正のみならず、今後、将来にわたって大いに期待できる産業分野であると考えられるからにはかならない。

特に、水耕栽培による野

菜工場は、害虫が付きにくいため、無農薬で栽培できることや一年を通して安定生産できることである。味や食感も露地物の野菜とそんなに違いは、安心・安全、新鮮な作物の提供は、消費者ニーズと合致して、今後、大いに需要拡大が見込めると考えられている。

そこで、慶応大学並びに市民と連携する中で、農業生産法人等を立ち上げ、国・県を初めとする補助金制度を活用する中で、従来の行政の垣根を越え、一歩も二歩も踏み込んだ新たな発想に基づいたより積極的な支援をなし、富士山の伏流水を活用した水耕栽培による人気ブランドを創出すべきと考えるが、いかがか。

また、この農業振興策により若い人のみならず、健康な就労意欲のある年金受給者の皆さんの就労の場の確保が図られると考えられるが、いかがか。

因みに、「一粒の種を蒔かずば、いつまでたっても決して実は実らず」と先人の方々が言われているように、一粒の種がやがて数千数百万の種となり、手を加えることにより、この北麓の大地にしっかりとした根を張ることを申し添える。

富士山の伏流水を活用した水耕栽培について、一般

的に企業による農業分野への参入においては、生産される農作物の販路の確保と大型機械の使用可能な区画された広大で平坦な農地が必要となるが、本市においては、富士山の裾野に位置し、主な耕作地は傾斜のある地形の中に作られていることから、このような条件に合致した農地を確保することは非常に困難である。

しかしながら、ガラス温室等の建物を利用した水耕栽培については、施設への設備投資に多額の費用が掛かるものの、広大な土地を必要としないことから、自然条件の制約を受ける耕作地においても可能である。

こうしたことから、企業、農業生産法人等の事業者が水耕栽培に参入し、農作物のブランド化が図られることは、本市の農業振興を推し進める上で有効な手段と成り得るものと考えている。

次に、農業分野における就労の場の確保についてであるが、既に参入した農業生産法人においては、農繁期の農作業に地元農業関係者が数名雇用されており、水耕栽培への企業及び農業生産法人等の参入については、経験豊富な高齢者の雇用創出という大きなプラス効果が期待できる。

今後は「水を活用した都市と富士吉田市の新たな関係づくりに関する調査研究」に取り組んだ慶應義塾大学

をはじめ、他の関係機関等とも連携を強化する中で、調査・研究していく。

②地場産業の振興について

●一回目の質問

本市は、昭和26年の市制施行以来、今日に至るまで「織物と観光のまち富士吉田」をキャッチフレーズとし甲斐絹の町、織物の町として地場産業振興に取り組んできたが、その振興策として山梨県のご理解とご協力を得る中で、富士吉田市地域活性化エリア内に平成5年4月より郡内地域の地場産業の健全な育成及び振興を図ることを及びその情報の発信を目的として山梨県郡内地域地場産業振興センターが運営されてきた。

しかしながら、これまで当該施設内で行っている地場産品の展示・販売は、本年3月末をもって終了し、施設は廃館になるとのことである。

今まさに、富士山世界文化遺産登録を目前に控え、今後、国内外の方々が多数訪れることが予想されることを思うと、誠に残念の極みである。

織物の歴史は、すでにご承知のことと思うが、秦の始皇帝の命を受けた徐福が、東方の蓬莱山つまり富士山にある不老不死の霊薬を求

め当地に参った折、養蚕と機械の技術を伝えたことに始まる。つまり、本市の織物は、数千年の歴史がある訳である。

また、福源寺の鶴塚、小見の徐福の祠、あるいは徐福の不老不死の薬と言われる「はまなし」など富士山の世界遺産登録を控え、正に今議会、堀内市長が所信表明でも「富士山の素晴らしい自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」を力説しているが、本市の織物は、その中核となるべき富士山にまつわる歴史とロマンを秘めた産業であると思う。

そこで、徐福が伝えた本市の地場産業である織物の振興について、どのような見識をお持ちなのか。また、今後、情報発信拠点として、本市独自の施設をお考えになられているのか。新たな具体的振興策がおりになるのか。具体的にお示しください。

●一回目の市長答弁

地場産業である本市の織物については、繊維産業の国際競争力の低下により中国をはじめとするアジア諸国などに生産拠点をシフトが進み、生産量、生産額ともに減少傾向が続いている。しかしながら、原糸から先染、織物に織り上げられるまでを一貫して行う当地の製品は高品質な地域ブランド「ふじやま織」として、国内外の各種展示会に出展され、多くのバイヤーに高い評価を受けており、また、多品種で小ロット、小回りの利く受注ができる織物産地であると認識している。

次に、情報発信拠点についてであるが、郡内地域地場産業振興センターは、本年3月末日をもって、織物製品等の地場産品の展示、販売を終了するが、これまで行ってきた「道の駅富士吉田」における販売はもとより、情報発信の観点から、インターネットによる販売や首都圏の商業施設での販売イベントなどを積極的に展開する事業について、今後も支援していく。

次に、織物産業の具体的な振興策についてであるが、当産地体制は、相手方の注文に応じ生産を行うOEM生産体制が主であるが、個性あるブランド作りを目指して、若手後継者たちがジャンルごとにも新商品開発や展示会、直接販売など、独自のスタイルで取り組みを行っており、産地の振興発展の足がかりになるものと考えているので、引き続き積極的な支援をしていく。

担ってきたおり、また、この度の世界文化遺産登録を目前に控え、本市を訪れる多くの観光客の皆さんへのおもてなしの心と地域振興の一環として今般りリニューアルすることである。

●二回目の質問

歴史民俗博物館は、長きにわたり本市の富士山信仰と織物等の歴史と文化を国内外の皆さんに情報発信する施設として、その役割を

また、同じ活性化エリア内に隣接する郡内地域地場産業振興センターは、地場産業である織物産業の情報発信拠点として、また地場産業の振興拠点施設として、大きな役割を担ってきた。

この両施設が同じ活性化エリア内で一体として、それぞれの役割を担って、はじめて「織物と観光のまち富士吉田」の歴史と文化の情報発信拠点として、地域振興策が図られ、大きな成果が上げられると考える。

郡内地域地場産業振興センターの敷地は、本市の所有であり、本年4月以降、建物施設は山梨県の単独所有になると伺っている。幸いなことに、本施設の今後の利活用については、現在、検討中とのことであるので、本来の目的である地場産業振興施設として、本市が引き続き活用することをお願いすべきと考えるが、いかがか。

●二回目の市長答弁

郡内地域地場産業振興センターの今後の利活用については、山梨県議会、平成25年2月定例会の一般質問において、「国道138号

の拡幅事業が、本年度に入り大きく進展し、数年後には施設の機能が維持できなくなることから、今後、施設は国道138号の拡幅工事に伴い解体することとし、それまでの間は、国民文化祭の会場や倉庫などに使用することと見解が示されたところであり、地場産業に特化した利活用については、極めて難しい状況にある。

現在、地場産業振興策については、一年を通して多くの集客実績がある、リフレふじよしだ内の「道の駅富士吉田」、「ふじやまビール館」において織物製品の展示販売を行っているところである。

さらに、平成25年度には富士吉田織物協同組合が産業会館2階ホールを展示スペースとしてリニューアルする計画であることから、これらの施設において、地場産業の振興に関する情報発信を行っていく。

●三回目の質問

郡内地域地場産業振興センターの今後の利活用については、概ね三十年来にわたって検討されたと伺っており、今日の方針決定に至るまで、二転三転されたとのことである。その間、本市として地域活性化、地場産業の振興の考え方が明確に示されなかったことがはなはだ遺憾であり、誠に残念である。今回の県の方針決定に際

し、当該施設は本市が自ら定めた地域活性化エリア内に所在し、長きにわたり本市の地域産業振興施設として運用されており、富士山世界文化遺産登録を目前に控えた今日、何故に当該施設の後利用に子育て支援施設として固執されたのか。また、何故に打開策が見出せなかったのか併せてご見解をお伺いする。

●三回目の市長答弁

地域活性化、地場産業の振興については、富士吉田織物協同組合並びに関係機関と協議しながら対応を図っているところであり、その結果、「道の駅富士吉田」、「ふじやまビール館」、「産業会館」において、展示販売及び情報発信を行うこととしているので、考え方を明確に示したものである。

郡内地域地場産業振興センターの後利用についてであるが、山梨県との信頼関係の中で協議を重ね、公共性の高い施設としての利用が望ましいとのことから、本市の重要施策である子育て支援施策を中心に活用することとして検討してきたが、過日の「織物等産業振興対策特別委員会」において御説明申し上げ、御承認をいただいたとおり、施設の改修費等への支援策の協議が調わず、無償譲渡を受けることができない状況に至ったところである。

●全文については、次期定例会(6月)より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問 3月

渡辺 貞治 議員



①金鳥居北側のまちづくりについて

●一回目の質問

富士山世界文化遺産については、国、山梨・静岡両県、関係市町村等の長年の努力が実を結び、平成24年2月にユネスコ世界遺産センターへ正式版の推薦書が提出された。

その夏にはイコモスによる現地調査が行われ、本年5月にはイコモスによる評価結果の勧告、6月の第37回世界遺産委員会の審議において最終的に決定される

と聞いている。私は、必ず登録されると

信じているとともに、構成資産を多く持つ富士吉田市にとつては様々な意味において大きなチャンスであると考えている。

また、「吉田の火祭り」は、平成24年3月に、山梨県内では3件目となる国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、今後、富士吉田市には多くの観光客が来訪されることが予想される。

私は、富士山が自然遺産ではなく、文化遺産として登録を目指すということは富士山山体だけでなく、古くから数多くの信仰と芸術を生み出した富士山に関わる文化財、特に江戸時代から富士吉田市を中心として発展した富士信仰が高く評価されたものと考えている。

そこで、世界文化遺産登録を契機として、富士吉田市の魅力を観光客に対してどのようにPRしていくかについて、考えをお聞きたい。

古くから富士信仰の講者は、富士山を目指しこの富

士吉田に来了。宿泊場所であり、信仰の重要な場所である御師の宿坊の町の入り口には、金鳥居があり、その町並みとあわせて金鳥居と富士を望んでいたと思う。この場所こそ中曽根地区である。現在も多くの観光客が火祭りや登山、北口本宮富士浅間神社を参拝する際は、この金鳥居と富士山の景観を楽しんで登っていると思う。

他方、慶応義塾大学が現在行っている調査研究の合同報告会を聴講させていただき、「よそからの視点」、「若い感覚からの視点」、「地域振興を勉強している専門的な視点」から、富士吉田市を調査・分析し、様々な提案を聞かせていただいた。色々勉強になったが、残念ながら、どうしても金鳥居から南側を重点に考えていて、金鳥居北側の話にはならなかった。

昨年3月定例会の一般質問でも話したとおり、火祭りの大松明も中曽根地区まで、神輿も中曽根地区まで下る。中曽根地区を御師の町並の北の玄関口として検討していきたいと話されていたが、その後どの様な検討をしたのかお聞きたい。私の意見としては、商店街にのれんを出したことは、とても良いことだと思う。それに加え、昔からの伝統

的な看板やのぼり等の設置、また、市の所有地である道路用地の残地を利用した茶屋・休憩所を設置して欲しいと思うが、市としてはその様な計画は考えているのかお聞きたい。

また、「慶応義塾連携・まちづくり推進室」を設置すると聞き及んでいるが、どの様な組織・業務形態になるのかお聞きたい。

●一回目の市長答弁

まず、世界文化遺産登録を契機とした本市のPRについてであるが、私は本年6月にカンボジアで開催される世界遺産委員会で「富士山」が世界文化遺産登録されるものと強く願い、現在登録を確認しているところである。

富士山の世界文化遺産登録は富士山がその雄大さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出してきた山として世界に二つとない価値を示す証明であり、本市の観光の振興等にまたとない大きな機会として捉えている。

上吉田エリアはかつての時代を思い起こさせる富士山信仰の中心地として栄え、その繁栄を偲ぶことのできる「北口本宮富士浅間神社」、「吉田口登山道」、「御師住宅」等が現存している。また、国の重要無形民俗文化

財に指定された「吉田の火祭」も地域の貴重な伝統文化を継承している。

現在、このエリアは慶應義塾の知的支援を受ける中で、これらの歴史的資源を活用した様々な取組みがなされているが、今後はさらに資源の掘り起こしを進め、点から線へ、線から面へと、かつての富士山信仰を支えた街としての趣を醸し出し、多くの市民や来訪者が往来し、その歴史的口マンを感じられる空間として整備し、PRしていきたいと考えている。

次に、中曽根地区についてであるが、中曽根地区を御師の町並みの北の玄関口として位置付ける検討については、昨年の3月議会において渡辺議員に答弁したとおり、中曽根地区は地理的にも上吉田の御師町と下吉田地区とを結ぶ重要な町として以前から栄えてきた歴史的経緯がある。これまでは慶應義塾の知的支援を受ける中で、富士山駅と富士信仰を活用したまちづくり事業において検討してきた。

次に、茶屋・休憩所等の設置についてであるが、商店街への「のれん」の設置については、まちづくり事業において、富士えびす商店会が実施した「暖簾により一つになる町」の実証実験により、金鳥居の南側だけではなく、北側の中曽根地区についても参加していただいた。

併せて、和菓子屋さんの御協力を得る中で、茶屋や休憩所となる「お休み処」の実証実験を行ったが、その結果、単に茶屋や休憩所を設置しただけではその有効性は低いことが確認された。

このため、中曽根地区においては、御師の町並みの北の玄関口としてまちの魅力が向上し、人々の賑わいが創出されるのに併せ、茶屋や休憩所の機能を整備することが重要であると考えている。

したがって、道路用地の残地に茶屋や休憩所を設置することは現時点においては考えていないが、渡辺議員御提案の昔からの伝統的な看板やのぼり等の設置などについては、来年度も実施するまちづくり事業の中において、この地域の魅力の向上と併せ、今後検討していきたいと考えている。

次に、「慶應義塾連携・まちづくり推進室」の組織・業務形態についてであるが、本定例会の所信において申し上げたとおり、「慶應義塾連携・まちづくり推進室」を企画財政課内に設置する。その組織体制については、事業に必要な最小限の職員

と総務省の「地域おこし協力隊」の制度を活用し、慶應義塾大学で富士吉田プロジェクトに関わった学生や卒業生を2名委嘱した体制で行って参る。

業務形態としては、慶應義塾の知的支援を受ける中で、これまでの調査研究や実証実験の結果としての様々な提案をより具体的に実行して参る。

併せて、市民の地域活性化のための活動を支援する市民財団の設立や地域活性化リーダーの育成など具体的な事業を実施するとともに、地域資源を活かした振興策等の調査研究事業などを継続し、さらなる地域資源の活用による総合的な地域振興策の調査研究、企画等を進めて参る。

●二回目の質問

世界文化遺産登録を契機として、富士吉田市の魅力を観光客に対するPRに関して、私と同様の認識のもとで進んでいくことを聞いて安堵した。

中曽根地区には、富士みちと国道137号の角にある「石の道しるべ」や古くは人間界と神聖な場所の境界ということ、「閻魔堂」があり、「あらため役所」があったと聞いている。これらの地域資源も活用する中で、是非、積極的なPR

を進めていただくとともに、世界文化遺産登録が市民にとっても誇りに思えるような取り組みをお願いしたいと思う。

中曽根地区を御師の町並みの北の玄関口として整備していく検討についてですが、慶應義塾の知的支援を受ける中で検討をしているとのことだが、これまでに申し上げた中曽根地区の地域資源を活用していただきたいと思う。

他方、新倉トンネルが開通すると中央通り線と本町通りが交差する中曽根地区には今後、多くの人や車が流入し、まさに上吉田地域の北の玄関口として大きな役割を持つと考えている。良好な富士山眺望というこの地域特性を活かすため、「金鳥居北側の電線地中化事業」の早期の実現が必要と考えているが、市としてはどのように考えているかお聞きしたい。

先ほどの答弁から、上吉田のまちづくりや地域振興策を検討する上で、慶應義塾大学が非常に重要な役割を持つていること、慶應義塾の知的支援を受ける中で素晴らしい成果が出ていると感じている。また、新たに設置される「慶應義塾連携・まちづくり推進室」の体制や業務形態においては、大きな期待をしているところである。

一方で、まちづくりは最終的には地域に暮らす人々が主体になっていかなければ継続した地域振興につながらないと考えている。

慶應義塾連携事業のこれまでの取り組みの中で、地域の人々のどのように関わってきたかについてお聞きしたい。

●二回目の市長答弁

まず、金鳥居北側の電線地中化事業についてであるが、中曽根地区については、渡辺議員御発言のとおり、広域幹線道路の整備が進捗することにより、観光の動線として中央通り線から多くの人や車の流入が見込まれ、上吉田地域の北の玄関口として大きな役割を持つものと考えている。

こうしたことから、電線類の地中化による富士山の眺望が開けた街並みの整備や、歩道や車道の拡幅による交通安全対策が必要であると考えているので、引き続き山梨県に対し強く要望していきたいと考えている。次に、慶應義塾連携事業についてであるが、渡辺議員御発言のとおり、私もまちづくりは地域に暮らす人々が主体となつて行なければ継続性のある地域振興には繋がらないものと考えている。

こうしたことから、慶應義塾との連携においては、これまで、本市を研究場所とするスタディツアーの手法による地域振興策の調査研究事業など、多くの事業について市民の皆様の御協力をいただく中で行ってきた。

渡辺議員御発言の御師の町並みの北の玄関口としての検討については、慶應義塾の知的支援を受ける中で、中曽根地区の皆様に参加していただき、まちの魅力の向上に努めていきたいと考えている。

今後においても、より多くの市民の皆様に積極的に参画をいただき、地域に暮らす皆様为主体となつて、「市民と協働で進めるまちづくり」の実現と併せて実施するなど、小さな芽から大きな幹に育て、一層の厚みを増した取り組みを行っていききたいと考えている。

●企画総務部長答弁

慶應義塾連携事業の具体的な取り組みとしては、富士山駅と富士信仰を活用したまちづくり事業において、「暖簾により一つになる町」や「お休み処」の実証実験において、直接、市民の皆様に関わっていただいた。

この「のれん」については本市出身の切り絵作家の百鬼丸氏やグラフィックデザイナーで画家の桑原知教氏の御協力を得て、大変素晴らしいデザインに仕上げていただいた。

上吉田コミュニティセンターを吉田の火祭の雰囲気や普段から感じることでできる場所とする「御旅所ひろば」の実証実験においては、上吉田を中心にまちづくり活動を行っている「御山倶楽部」が主体となり、富士北稜高等学校の生徒や先生の協力の下に実施していただいた。

また、火の見櫓の保存や町家をイメージした消防団の詰所の建設については、中宿連合自治会や消防団の皆様に参加していただいた。さらに、地域住民の皆様が地域に目を向け、主体的な活動に繋がっていただく取り組みとして実施した「ヤーナ川再生」イベントにおいても、「御山倶楽部」が主体となり、上吉田地区の自治会、富士北稜高等学校、市内のボランティアの皆様に参加・協力を得て実施していただいた。

また、御師の家に提灯を設置して、御師まちの雰囲気を醸し出していく実証実験においては、「富士山北口御師団」が主体となり、多くの御師の皆様に参加していただいた。

さらに、各御師の「タツミチ」を開放するとともに、オリジナルの解説板を設置する「オープンタツミチ」の試行についても御師の皆様の協力を得て実施していただいた。

このほか、商工会議所青年部の皆様におきましては、慶應義塾大学上山教授の監修を受けて「門前町構想」を策定された。

現状においては、「現代版富士講モデル」に関する調査研究や「吉田ごはんプロジェクト」の試行などにおいても地域に暮らす皆様の参画をいただく中で、数多くの事業を推進しているところである。

慶應義塾との連携事業の実施にあたっては、慶應義塾の学生や先生が主体となつて実施するのではなく、地域の皆様に参加可能な限り主体となつていただく中で進めており、来年度実施予定の市民財団の設立や地域リーダーの養成などの事業についても、同様の考え方の下に進めて参る。



●全文については、次期定例会（6月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問 3月

前田 厚子 議員



①防災への備えについて

●一回目の質問

あと数日で3・11東日本大震災から間もなく2年になる。私も震災から半年経った時、宮城県東松島市へボランティアに行ってきた。そこで見た被害を受けた風景は想像を絶するほどで、自然とした。そして、今年になって福島県須賀川市に視察に行ってきた。

震災で壊れた庁舎は、現在、解体しているところだった。2年も経っているのに、まだ手がつけられていないところもあり、資材とマンパワー不足の深刻さが直に伝わってきた。現実の厳しさを突きつけられた3

槽は災害時の飲料水として確保することは可能か。可能であれば、それは現在の状況で使用が可能なのか、又、何人分くらいのか、飲料水になるか伺いたい。

四点目に、大阪の枚方市で全小中学校に防災備蓄施設を設けることになった。それは、多くの小中学校にデューゼル式の自家発電機や水、食糧、毛布、断熱シートなどの必需品等の物資を備蓄しておくことで、避難者への迅速な対応が可能となり、学校関係者や子供を預けている保護者の安心に繋がる。

そこで、二次避難所になっている小中学校にも防災備蓄施設を急いで備える必要があるかと思うが、いかがか。保管は空き教室などの利用も考えられると思うが市の考えをお聞きたい。

五点目、平成24年度には災害対策強化ということで防災対策事業費が大幅に拡大された。

平成25年度の一般会計の予算に防災対策事業費が、およそ5千万円の予算措置がされているが、そのうちの3千万円は自主防災会活動の補助金になっている。

33の自治会には、まだまだ自主防災会が立ち上がっていないところも多く、実際に機能しているところもまだ少ないと思う。その点を市はどのように対応するのか考えをお聞きたい。

三点目は命を繋ぐ水だが、各学校にある貯水槽、受水

●一回目の市長答弁

本定例会の所信において申し上げたとおり、様々な災害に備えた防災・減災対策の強化充実、本市の最重要課題として位置づけており、平成25年度予算においては、自主防災会等への自助共助活動に対する支援事業を予算計上したが、この事業は災害への備えと災害時の初動活動において自助・共助の重要な役割を担う組織である自主防災会等に対して、市民の皆様との協働の精神に基づき支援を行うものである。

このことにより、災害に強い、安心・安全なまちづくりを推進して参る。

●企画総務部長答弁

第一点目の備蓄品に対する防災対策についてであるが、現在、主に5箇所の防災備蓄倉庫に備蓄品整備計画に基づいた備蓄を行っている。

これは、県が調査した東海地震における本市での被害想定に基づき順次、整備を行っている状況であり、東日本大震災の教訓や切迫性が指摘されている東海地震等を鑑み、早急に二次避難所としての機能強化を図るため、平成24年度において整備計画を繰り上げて備蓄品を配備し、防災対策の強化を図ったところである。

また、市民自らが防災に備える備蓄品については、

東日本大震災を契機に防災に対する意識も高まり、日頃からの各家庭での備えの重要性についても十分承知しているものと考えている。

災害時の初動態勢においては自助が欠かせないことから、市民に対しては広報紙のほかにホームページ、パンフレット等あらゆる機会を捉えて備蓄品の必要性について啓発活動を展開しているところであるので、市民は承知しているものと認識している。

第二点目の防災備蓄倉庫の運営についてであるが、大規模災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、市では災害対策本部を設置し、災害対策等に対する配置基準に基づき職員を配置し、この配置基準に基づいた災害物資供給管理班が備蓄品の搬出、管理等を行い対応して参る。

第三点目の災害時における学校施設の飲料水の確保についてであるが、現在、二次避難所に指定されている市内の全ての小中学校には受水槽及び高架水槽が設置してある。災害時にはこれら水槽内にある保留水が飲料水やトイレ等に使用可能な状況であり、学校全体で合わせると311トンの容量を有している。

第四点目の二次避難所への防災備蓄施設の設置についてであるが、現在、防災備蓄倉庫は各地域に分散配

置しているところである。また、二次避難所である各学校にはコンテナ倉庫や学校施設の倉庫を借用し、二次避難所を開設するための必要な物品を整備しており、有事の際にいち早く対応できる体制を確保している。

第五点目の自主防災会等に対する支援等についてだが、既に全33自治会において自主防災会が設置されているが、その中でも18の自主防災会が再構築され組織強化を図っているところである。

また、全自治会が災害に対する共通認識を持つていただき、各自自主防災会の組織強化及び連携を図ることを目的に自主防災会等の連絡・連携会議を本年2月に開催し、自助共助、自主防災会の強化という目的が達成され、減災につなぐものと考えている。

●二回目の質問

一点目、行政では十分に周知・啓発をしていると答弁をいただいたが、一方、住民には充分伝わっていないと思えない。その為にも住民への周知を徹底させる必要がある。

この様な視点からみて、今後の周知についての市の啓発活動の考えをもう一度聞かせていただきたい。二点目については、地域での防災訓練を。

三点目は、学校と地域での給水訓練と防災訓練を合わせた訓練を実施する事が重要なことだと思うが、今後の訓練の必要性に関して市の考えをお聞きしたい。

五項目、まだ自主防災会が立ち上げられていない自治会があるがそのような状況の中で一律に補助金が出されるのであれば、自治会で各世帯に非常用持ち出し袋を配布するよう市から推進して戴くことは出来ないか。また、住民の立場でどう避難し、どう行動すべきなのか最も身近な自主防災会の取り組みに市はどのような関わり方をするのかお聞きしたい。

●企画総務部長答弁

まず、住民への周知についてであるが、災害時の初動態勢においては、あらゆる機会を捉えて啓発活動を展開しているところであり、市民の皆様は十分承知しているものと認識している。

次に、地域での防災訓練についてであるが、各自主防災会を中心として避難誘導訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等を行っている。

次に、学校と地域における訓練についてであるが、給水訓練及び防災訓練だけにとらわれることなく、総合的で実効性のある訓練を実施しているところであり、今後においても、引き続き実施して参りたい。

次に、自主防災会についてであるが、自助・共助の重要な役割を担う組織である自主防災会に対して、市民の皆様との協働の精神に基づき支援を行うものであり、備蓄品の配布についてはこの中で対応していく。

自主防災会の取組みにおいては、今後も残りの自主防災会の再構築に向けて積極的に取り組んでいく。

②市営住宅について

●一回目の質問

一点目、衣食住の中でも住居は生活において大きな位置を占める。そんな中でも比較的安い家賃で良好な住まいを提供し続けた市営住宅だが老朽化が進み、建て替えの時期になっていると思う。

現在も、西丸尾団地をおよそ5億6千万円かけて建て替えをしているが、今後の住宅の建て替え予定があるならば教えていただきたい。又、市としては今後、何戸分の住居を整備していく予定か教えていただきたい。

二点目は市営住宅入居の条件の緩和についてである。現在の条件の中にある連帯保証人の条件だが、市内に住所を有する者であるがこの「市内」をせめて「県内」に住所を有する者に緩和

和することはできないか。

本来の住まいに困っているだけの人はなく、他の理由で入居を希望する人もある。保証人が見つからず入居を諦めた人もある。市民の目線からすれば条件を緩和する必要があるかと思うが市の考えを聞かせていただきたい。

三点目、市の人口が減少している。それは少子高齢化が進んだだけでは無く、他市町村への転出もみられ、それは、即、転出すると同時に市税も他市町村へ流れていく。見過ごすわけにはいかないと思う。

そこで、若い世代や子育てファミリーに向け、住宅の支援体制の拡充なども考えていく必要があるかと思うがいかがか。

市長の政策の一つに「育む」とあり、子育てしたい街ナンバーワンに誰もが安心して子育てできるまちづくりを進めます。とある。子育て支援に対して財政の厳しい中、種々予算をとって支援をしていただいていることは承知している。

そこで、更に、結婚されるカップルにまず、住まいを市内に決めていただくよう入居の条件を緩和とプラス特典をつけるなど工夫して、まず、新生活のスタートを当市で始めるよう応援していかかか。

今まで2人がそれぞれに働いていたので、所得制限で入居出来ない場合など所得制限の上限を緩和するなど、条件の緩和や家賃、駐車場などの特典を考えるなど、若い世代や子育てを応援するなど思い切った施策をやってみてはいかがか。

●一回目の市長答弁

第一点目の市営住宅の整備についてであるが、今後の市営住宅の建替予定については特に上吉田地区の一部の団地については順次、用途廃止を進めるとともに、入居者の移転先となる団地を上吉田地区に集約するために用地取得に向け、取り組んでいるところである。

また、今後の市営住宅の整備については、平成22年度に策定した「富士吉田市公営住宅長寿命計画」で平成32年度の管理戸数目標値を850戸と設定したので、今後これを目指して整備を進めていきたいと考えている。

次に、第二点目の連帯保証人の条件緩和についてであるが、連帯保証人は居住先が明確であり、早急に対応が可能となる市内の居住者に限定をお願いをしているところであるので御理解を賜りたい。

世代等への支援体制の拡充については、今年度、市職員住宅を改修し、富士吉田市営単独住宅として整備を行い、新婚世帯も含め、この階層の受入れができるよう体制作りを行ったところである。

また、新婚世帯を対象とした家賃の減額や駐車場などの特典については、他の入居者へ与える影響や公平性などの観点から市営住宅の施策の中では実施を考慮していないが、単独住宅などの施策を展開することにより新婚世帯や子育て世帯への支援を行っていききたいと考えている。

●二回目の質問

以前に委員会の席で同様の質問をした時に条例で決まっているので出来ない。という答弁をいただいたのだが、必要に応じて条例の改正もなされるかと思う。住民の切望することなので、見直しを考慮できないか。

平成8年の8月には、公営住宅法の一部改正をする法律が施行されている。

その後、同10月には、建設省住宅局通知で保証人になつてくれる人がいない場合でも、本人の家賃の支払いその他賃貸借契約に基づき債務の履行について誠意と能力が認められるときには保証人は必ずしも要しない。

困窮する低額所得者の居住の安定を図ることをその役割としていることに鑑みると、入居者の努力にかかわらず保証人が見つからない場合には保証人の免除などの配慮を行うべきであるとなっている。

連帯保証人に望む事は、家賃の滞納の責任だけでなく生活上のトラブルに関する責任もあると思うが、市内から県内に拡大することは今までと同様、連帯保証人に対するものは変わらないと思う。市の考えをお聞きしたい。

●二回目の市長答弁

平成8年10月の建設省住宅局の通達において「公営住宅管理標準条例(案)」が示されていることは承知しているが、連帯保証人に対しては入居者の居住の安定のため、様々な役割についてお願いをしているところであり、公営住宅を管理していく上で不可欠な存在であると考えている。

こうしたことから、現在は、市内の居住者に限定をして連帯保証人をお願いしているところであるが、公営住宅法の主旨である居住の安定を図るため、市内に居住する連帯保証人を立てることが困難なケースについては、県内の他の市町村の状況も調査する中で市外居住者の連帯保証人について検討して参る。

●全文については、次期定例会(6月)より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問 3月

勝俣 大紀 議員



①国民健康保険税について

●一回目の質問

国民健康保険税については、医療費の高騰により日本の経済を圧迫している現状であることから、日本全体で考えなければならぬ大変重要な課題である。

本市においても、このことは例外ではない。しかし、今対処しておかなければ、将来、国民健康保険会計が破たんする可能性がある。今回、市民に平均約10%の値上げをお願いすることになった。

これまで、本市における国民健康保険税に、基金を設定し、市民から負担いただいた金額を繰り入れ

をしてきた経緯がある。

さつぱくであるが、医療費の総額は市民から負担いただいた保険税と実際に診療を受けた時に支払う3割負担、その他、国や県などからの負担金を合わせた金額であり、これらが実際に医師に支払われる金額である。しかしながら、医療費の高騰に伴い、これだけでは不足する部分が出てきたので、基金を充当するという構造になっている。

最近の国民健康保険税の徴収については、所得の低下や高齢化などの要因が重なり、予想以上に上がらないこと、また、不景気の影響から納めることもままならないことも徴収の増加につながらない要因でもある。この未回収のものについては、平成24年度から徴収方法が改められ、より厳しくなっており、今後期待するところではある。

しかし、ここ5、6年の間に、医療費の不足額を補うために基金を徐々に充当してきた経緯があり、基金の大規模な充当は、事前に

分析し、対処しなければならぬものだと思う。

そこで何うが、急激な高齢化、経済の低迷などの理由により国民健康保険税について、今回約10%増の負担を市民にお願いをするようになるわけだが、このままの状況ではますます市民に負担してもらう額が増えるのではないのかと予想される。

本市としては、収納対策を含め、今後どのような対策を考えているのかを聞きたい。

●一回目の市長答弁

本市の国民健康保険財政は、低迷する社会経済状況により、所得等の減少のほか、被保険者数が減少傾向にある中、主たる歳入である税収入は減り続ける一方で、歳出である保険給付費は年々増加傾向を示している。

一般被保険者に係る保険給付費の平成24年度決算見込みについては、保険者である市の負担額は、31億7千万円で、1人当たり20万6千円となっており、医療制度改正後の平成21年度と比較すると、1人当たり約3万7千円、21・6%の増、全体では2億4千万円の増加となっている。

平成13年度以降は、高齢化の進展や医療技術の高度化による医療費の増加、リマンショックや医療制度

改革もあり、このような状況において、他市町村においては、3年から4年サイクルで税率改正を行っているが、本市においては、収支の財源不足を財政調整基金の取り崩しにより充当してきたために、他市町村と比較し非常に低い税率で運営してきたところである。

国保運営の厳しい財政運営については、本市のみならず全国的な問題となっており、経済状況に影響されやすい収納率の問題や、高騰を続ける医療費を賄うための財源確保が厳しさを増す中で、平成30年度の都道府県単位の広域化に向け、今後の国保財政の安定化を図り、国保が持つべき社会保障制度としての機能が失われることのないよう、財政基盤の弱い市町村国保を今後の地域保険とし一元的運用を検討する中で、市町村国保広域化等連携会議の場において、県や国保連合会、関係市町村と協議しているところである。

また、収納対策については、昨年10月に策定した「市税等滞納削減アクションプラン」の8項目20事業に基づき、厳正な徴収体制を確立する中で、平成24年度現年水準以上の収納率を確保することを目標に取り組んでいるところである。

財政調整基金の状況及び国民健康保険財政の健全化のための具体的な取組みについては、市民生活部長をして答弁いたさせます。

●市民生活部長答弁

まず、国民健康保険特別会計財政調整基金についてであるが、平成22年度末には約9億円を保有していたが、平成23年度末には約6億3千万円となり、さらに平成24年度末には約7千万円の基金残高を見込む状況となっており、大変厳しい財政運営となっている。

次に、国民健康保険財政の健全化のための具体的な取組みについてであるが、国民健康保険財政の安定的な運営を図るためには、健康増進・保持を健康施策とする中で、医療費を抑制するための特定健康診査や特定保健指導をはじめとする保健事業の推進を図っている。

また、関係機関と連携を密にししながら、特定健康診査と胃がん検診、大腸がん検診、肝臓がん検診をセットとするがんバック検診を新たに展開し、生活習慣病検診等の疾病予防事業について推進して参る。

さらに、ジェネリック医薬品の普及・促進やレセプト活用による重複・頻回・多受診者への保健指導により、医療費の適正化に努め、国民健康保険財政の健全化に向け、引き続き対応を行って参る。

●二回目の質問

先ほどの答弁の中で、国民健康保険税の財政の健全化を図るためには医療費を抑制することが不可欠であることを改めて認識させていただいた。

私はこれまで、食育について2回ほど質問させていただいたが、その中で食育が医療費を抑制するための一つの手段であるとの見解をいただいた。

また、これまでの市の取り組みとして、特定健診を受けることや食生活改善委員、保健推進委員の皆さんの協力をいただきながら、市民に未病に対する普及活動をしていることは、十分承知している。

しかし、残念ながら医療費の高騰を抑制するまでには至っておらず、今後このような進め方では、医療費を抑制する効果が得られないように感じる。

私の調査で、医療費が高騰している主な原因として、コンビニ受診と糖尿病との合併症である腎臓透析等があるとということがわかった。

コンビニ受診とは、ごく軽い症状で緊急性もないのに夜間や休日病院の救急外来をコンビニのように気軽に利用することである。

コンビニ受診が頻繁になると、そのついでに将来的に若い世代に回って行くことになる、このことを誰もが認識する必要があると思う。

国民健康保険税は市民の皆様、自らがコントロールできる唯一の税金のひとつであるので、市民の皆様との御理解と御協力が必要である。

我が会派では先日、地域医療を守ることに關しては、先進地である宮崎県延岡市の状況を視察研修してきた。延岡市では、中核病院の一つである県立病院に勤務していた医師が突然5名も辞めてしまうという危機的な状況にあった。

延岡市ではまず、地域医療を守ることに着目した結果、コンビニ受診が多いということが分かり、その対策として、かかりつけの医師を持つこと、コンビニ受診をしないこと、この二点に絞って対策を講じた。

その結果、夜間・休日診療にかかる救急受診が4年で約5割近く減ったということであった。その大きな要因は、市民団体の協力があつたことであり、これにより市民の意識が大きく変わったと聞いている。

この取り組みは地域の医師会、一般企業なども巻き込みながら啓発活動がなされ、やがてはそれが医療費の抑制につながり、最終的には市民の国民健康保険税の負担減につながっていくと期待しているそうである。

本市においては、すでに食生活改善委員、保健推進

委員会、フラッグスなど市民団体として個々に活動しているの、これらに加え、富士吉田市の医師会、一般企業、外食産業、行政の各部門が一堂に会し、民・官・産が一体となって医療費の抑制をはかることにより、やがては、国民健康保険税の負担が減る可能性がある。

このような取り組みは健康長寿への懸け橋となり、介護などの分野への負担も軽減される可能性もある。

また、市長の答弁の中で、平成30年度には、都道府県単位で広域的に国保の財政の安定化を図っていくとのことであった。これに先駆け、本市においても医療費の抑制についてある程度実績を残すことができれば先進地として他市町村の模範となる可能性もある。

仮に、医療費20%減を5年で実行するという大胆なプランを掲げるとは、観光面における富士山の世界文化遺産登録と併せて、「めざせ！世界一の長寿の街富士吉田」としてアピールすることもできる。

そこで何うが、これまで本市では、医療費抑制についてさまざまな取り組みがされてきたが、いまだに医療費が高騰している現状である。

これからは、民・官・産をも含めた包括的なプロジェクトチームを立ち上げ、本格的に国民健康保険税の

市民の負担を減らす対策を講ずるべきであると考えるが、市長の見解をお聞きしたい。

●二回目の市長答弁

国民健康保険財政の健全化のための取組みについては、先ほど答弁したとおり、医療費を抑制するため、特定健康診査や特定保健指導をはじめ、40歳以上を対象とした人間ドックや、30歳以上を対象とした脳ドックなどの健康診査、コンビニ受診といわれる病院等への重複・多受診者への保健指導、生涯を通じた食生活改善事業やウォーキングをはじめとする運動に関する事業及び高齢者の転倒予防等の筋力アップ事業を展開し、市民の皆様の健康づくりを進めているところである。

また、食生活改善推進員

会や保健推進委員会が、食育や健康づくりについての様々な事業を行う中で、医療機関との連携を密にし、糖尿病予防への取組み等も積極的に行っている。

このような事業展開により、平成23年度実績における市民1人当たりの医療費は、県内27市町村においては8番目に低く、13市においては2番目に低い状況となっております。

勝保議員御発言のとおり、医療費を抑制するためには、民・官・産が一体となり健康づくりを推進する事が必要なことであると認識しているが、まずは、行政や各組織において行っている事業の連携を図り、効果的な事業に発展させることにより、医療費の抑制に努めていきたいと考えている。

●三回目の質問

医療費が県内で2番目に低いというデータを提示していただいた。このことは、大変評価すべき点である。

しかし、一回目の市民生活部長の答弁の中で、基金残高が平成23年度末の残高が6億3千万円からさらに、平成24年度末には7千万円となる見込みであるとのことであった。

私は、県内の富士吉田市の順位ではなく、本市の行く末を憂えているのである。今後、国民健康保険税の負担がさらに増加するのではと危惧しているわけである。

国民健康保険税の財政の健全化を図るには、市民にさらに税を負担していただくこともあるかもしれない。しかし、現時点では景気の不透明性があり、これ以上市民に負担をかけないよう配慮したうえで決定した税額ではないかと認識している。

仮に、国民健康保険税の負担額が減少に転じることにすれば、一般財源からの補てんがなくなり、ほかの市民サービスの充実がはかれると考える。

私は、10年後の将来のことを考えていただきたい。そして、子供たちが住みやすい街を作っていくことがわれわれ大人の責任であると考えている。

そこで、再度何うが、この質問は短期的計画ではな

く、中期的計画に基づいて考えていただきたい。

今後、市民のみなさんに国民健康保険税の負担額が多くならないようにするには、どうように対処されるのか、再度市長の考えを示していただきたいと思うが、いかがか。

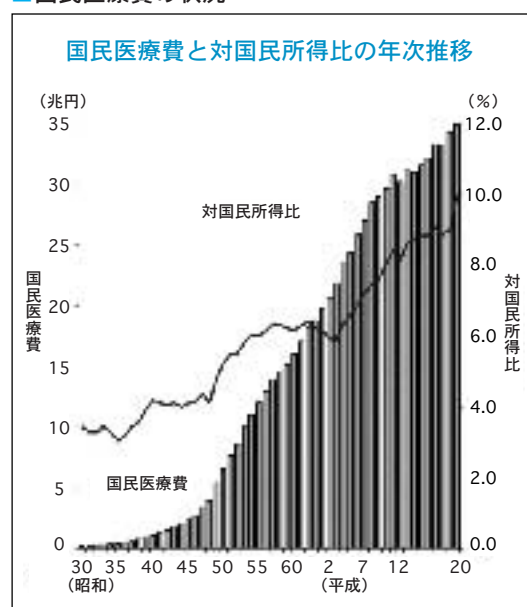
●三回目の市長答弁

国民健康保険制度において、医療費は市民の皆様にご負担いただく国民健康保険税と、国庫負担金等により賄われているものであることから、医療費の抑制は、市民の皆様への負担の軽減に繋がるものである。

医療費の抑制に対する取り組みについては、先ほど答弁したとおり、特定健康診査や特定保健指導をはじめ、人間ドックや脳ドックなどの健康診査、重複・多受診者への保健指導、食生活改善事業、運動に関する事業、筋力アップ事業など様々な事業を積極的に展開しているところである。

今後においては、医療費抑制のための検討及び市民の皆様への健康づくりを推進するための庁内組織として、「健康づくりプロジェクトチーム」を立ち上げ、現在活動している各種団体、企業、医師会等と連携を図る中で効果的な事業を展開し、医療費抑制のための体制整備に努めていく。

■国民医療費の状況



●全文については、次期定例会（6月）より、市立図書館および市議会図書館にて閲覧できます。

市政一般質問

3月

佐藤 秀明 議員



①まちおこしについて

●一回目の質問

このまちには、自然環境の良さと歴史を感じさせる建物がある。

「観光によるまちおこし」については、何度も議論され、具体案も提示されているが、それを「いつ」実行するかが問題である。

はじめに、浅間公園についてであるが、浅間公園は富士吉田市内を一望できる公園として、関東富士見百景のひとつに数えられ、多くの人に親しまれているが、その整備が少しも進まない。

浅間公園を今のまま放置することは、富士吉田市のまちおこしにはマイナスである。なぜならば、この場所が観光客を招くためには、

絶好な場所だからである。

浅間公園に観光客を呼ぶためには、開通が予定されている新倉トンネルと公園を結ぶ連絡道を新たに作ることも必要であるが、その道路を建設、または改良する予定はあるか。

また、現在の千坪の駐車場は、利用の少ない状況であり、見直しは必要である。大型バス、マイクروبスも近所の寺院の駐車場、トイレを利用し、今もお礼の一言も言わずに立ち去る人もいるが、駐車場とトイレの整備は避けて通ることはできない。

今のままでは、駐車場を設置した目的も生かされないかと考えるが、駐車場を生かすためにはどのような改良が必要であるとお考えか。

また、忠霊塔まで歩く急な階段は今のままでよいのか。年配者も歩ける道として古い道を改修する予定はあるのか。

また、現在の頂上の駐車場までの乗用車の乗り入れはどのようにするのか。駐車場スペースは今の状態でよいのか。

「まちおこし」については、あながち「総論賛成、各

論慎重」というようなケースが見られがちであるが、これらの個々の問題の解決にどのように取り組むのか。

「まちづくりの実践」とは市民と行政の協力の下で行われており、本市においても、そのような機運が高まることを期待する。

次に、富士見公園についてであるが、この地帯は地域活性化のエリアとして、地域おこしに活用されることを望む。

現在、富士見公園のパーベキュー小屋も、壊れかかった小屋も撤去され、きれいに整備するための工事が進んでいる。富士見公園の鐘山の滝は低いが、水は豊富に流れ、溪流の風景は、春は新緑、秋の紅葉と見事であるので、富士見公園のモミジと周囲の施設を一体として遊歩道にし、市民はもちろん観光客の誘致に繋がるよう整備すべきである。

富士見公園を含め、歴史民俗博物館周辺の再開発は、具体的にどのような形で開発する予定か。

●一回目の市長答弁
これまで行政が中心とな

って行ってきた「まちおこし」や「まちづくりの実践」については、市民が主役となり、行政と市民とがそれぞれの役割と責務を果たしながら、協働して実施していかなければ成し得ないものと考えている。

●都市基盤部長答弁
新倉トンネルから浅間公

園までの道路については、現在、策定している都市計画マスタープランの交通体系方針図に示されている構想路線を活用した中で、今後検討していきたい。

次に、駐車場を活かすための方策については、都市計画マスタープランの交通体系方針図に示されている構想路線を活用したアクセス道路を検討することにより、改善を図っていきたい。

また、トイレの整備については、神社の境内と忠霊塔の遊歩道側に2箇所設置しており、忠霊塔の遊歩道側にあるトイレについては、障害者や高齢者も利用できるトイレとして整備している。

次に、御理解を賜りたい。次に、忠霊塔までの階段については、建設時に地形・設置場所等を検討した結果、現在の場所に階段を設置したものであり、今後も、現状の階段の適切な管理に努めていく。

次に、頂上駐車場までの乗り入れについては、既設道路は、現在、頂上のスペースまで乗用車での通行が可能なことから、そこを利用していただく事で支障ないものと考えており、頂上の駐車スペースは、限られた敷地の状況から、拡幅等の整備は非常に難しい。

●企画総務部長答弁
「まちおこし」及び「まちづくりの実践」の取組みについては、まちづくりやまちの賑わいを創出するため、まちおこしなどに実際に取り組んでいる市民の

皆様とまずは、膝を交えながら意見交換する機会を創設していく。併せて、慶應義塾の知的支援を受ける中で、地域活性化リーダーの育成などにより具体的な事業を実施していく。

次に、富士見公園についてであるが、富士見公園は、昭和27年、文化財保護法に基づき「特別名勝」の指定を受けており、四季を通じて、鐘山の滝を中心とした本市の自然豊かな名所になるものと考えている。

また、博物館エリアは富士山の生命の息吹の痕跡と自然の生命の逞しさが実感される造形美を有している。富士見公園については、北富士演習場の第9次使用協定更新に向けた周辺整備事業5箇年計画の中に掲げ「(仮称)富士の杜・巡礼の郷公園整備事業」により、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の皆様が、見て、体験して、楽しめるエリアとして一体的に整備していく。

②財政について

●一回目の質問

アベノミクスの声と共に円安と株価急騰で金融市場が活気づき、多くの会社も業績の回復を期待しているが、地方財政が財政難に直面している状態は変わりない。

富士吉田市の財政が厳しいことは折に触れて述べられているが、夕張市のようにならぬよう、より一層の財政の健全化を求める。

それでは、実質収支について質問するが、実質収支とは地方自治体の財政が赤字か、赤字かを判断する際の指標であるが、赤字が大きければ大きいほどよいというものではない。

「実質収支額」を「標準財政規模」で割った実質収支比率は標準財政規模の3.5%程度が望ましいとされているが、当市の実質収支比率は、平成21年度6.4%、22年度5.9%、23年度は8.2%であった。

自治体は利益追求の団体でなく、赤字が出たときには、それを借金の返済や市民の税金、手数料を安くするなど、住民負担の軽減にあてるべきと考える。

この実質収支比率の過去3年間の推移を見れば、適正とされている比率より大きいと思うが、市民に負担分を一部還元することは考えられるか。

次に経常収支比率についてであるが、経常収支比率

とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のような毎年必ず出る経費が市税、地方贈与税、地方交付税などを中心とする毎年安定的に入る額の中でどのくらいの割合であるかを見る指数である。

経常収支比率が高いということは、新規の独自の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が硬直化していることを意味し、比率が70〜80%が適正とされている。

富士吉田市では経常収支比率が決算書で、平成20年度91.5%、21年度は90.9%、22年度は91%に達しており、23年度は少し良くなり、87.7%であるが、この数字の高い原因はどのような理由か。

この結果、どのような障害が市政運営に起ってきたか。また、将来を見通してこれを改善するために、どのような手立てが必要か。

次に、財政力指数についてであるが、収入が必要と比べて多ければ多いほど、その自治体は豊かだということになり、これを数値で表したものが財政力指数であり、富士吉田市の財政力指数は、平成19年度0.73、20年度0.71、21年度0.68、22年度0.65、23年度は0.63と下がっている。

富士吉田市の財政力指数が過去下がってきている原因は何か。その対策はどのようなべきだと考えるか。平成12年度から24年度まで、人口は毎年減り続けて

いるが、人口減が地方財政に及ぼす影響をどのように考えるか。人口の減少を防ぐ手立てをどのように考えているか。

●一回目の市長答弁

安倍政権の発足により、円安・株高を通じた景気の回復が期待されているが、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい。

このため、本市の財政運営にあたっては、経費の縮減などの歳出面の見直しを行っており、高い行政水準を確保するとともに、財政運営の堅実性、財政構造の弾力性を確保しており、より安定した健全性が確保された財政運営に努めている。

●企画総務部長答弁

個々の財政指標については、財政運営を判断する見方がそれぞれ異なるため、その一つの財政指標のみで財政運営の状況を判断することには無理があるので、それを前提にお答えする。

まず、実質収支比率についてであるが、この3年間の実質収支比率については、住民サービスの質を落とさず、経費削減や収入確保に努めた結果、実質収支額が6億円を上回り、実質収支比率は5%を超える状況となっているが、実質収支額の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるとともに、その残額は翌年度への繰越金として補正予算の財源に充てるなど、安定した財政運営に役立っており、継続的な財政の健全性を維持す

る上でも、現状の数値は良好な状況であると考えており、市民の皆様は負担分を一部還元するという考え方は持っていない。

次に、経常収支比率についてであるが、本市においては、平成23年度では87.7%と80%台に回復するなどの改善も図られた状況になったが、それ以前は90%をわずかに超えた状況で推移していた。その要因としては、人件費が職員給の抑制にもかかわらず退職手当により増大し、本市の重要施策に位置付けている子育て支援施策などの扶助費が増大しているとともに、国民健康保険など社会保障制度に関係する特別会計への繰出金も増大していることなどが挙げられる。

なお、経常収支比率がこのままの数値でよいというのではなく、これまでと同様に、財政規律を遵守し、経費削減や収入確保に努め、経常収支比率の通減に努めていきたい。

次に、本市の財政力指数が減少している要因としては、基準財政需要額が横ばい状況の中、近年の経済情勢などに大きく影響される税収や税交付金などで算出される基準財政収入額が減少傾向で推移していることが挙げられる。

地方交付税により、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源が保障されているが、自主自立した財政運営を行うことができるよう、自主財源の確保に努めていく。

次に、人口減少が地方財政に及ぼす影響についてであるが、地方交付税制度は、基準財政収入額と基準財政需要額との不足分を補填する地方固有の財源であり、一概に人口減少のみでその影響を議論できるものではないと考えている。

また、人口減少を防ぐ手立てについては、市長が提唱している「拓く」「育む」「創る」「働く」「慈しむ」「守る」の6つの具体的な施策・事業を実現するための施策・事業を確実に推進することが、まさに人口減少に歯止めをかける対策そのものであると考えている。

③富士山の地下水について

●一回目の質問

富士山の地下水は、自然がもたらしたすばらしい宝物であり、一企業の所有物ではない。しかし、残念なことに民法では地下水は地上の土地所有者に帰属すると言われ、つまり「私水」である。

地下水に関しては、明治時代から土地所有者の自由な地下水利用権が認められていたが、地下水は地下を流れるものであり、土地に從属する物権とみなすことは理屈に合わない。

水という原材料は、古くから地域の地下にあった資源であり、美しい自然が養った地下水という資源を無料で使いながら利益を上げている企業活動に行政も厳しく立ち向かう必要がある。

本来、人類共通の財産である水で、特定の企業が利益を上げる仕組みは、容認できる範囲を超えるところまで来ているのではないかと「地下水は誰のものか」をもう一度確認する必要がある。私たち市民は、水道料として、水を使った量により、料金を支払っており、設備に対して料金を払っているのではない。事業が赤字でも水道使用料は払う。水関連業者も使用した量によって料金を支払うべきだと考えるが、当局はどのように考えるか。水企業が増設し、今より多くの地下水を汲み上げることが申請すれば許可を与えることになるのか。それとも一企業の採水する制限量はあるか。あるとすればいくらか。

忍野村、富士河口湖町の地下水保全条例は厳しいとされているが、地下水保全条例の改定の考えはあるか。今ある市内の4箇所の観測井戸での地下水の水位は過去どのように変化しているか。

水関連企業の設立は、条件さえ整えば今より増やすことも可能か。

●一回目の市長答弁

水道料金と同様に、水関連業者は地下水の使用量に応じて料金を支払うべきとの考え方についてであるが、本市の上水道は市民共有の財産である地下水にすべて頼っていることから、地下水から受益を得ている事業者には何らかの負担を求め、いくことは、極めて当然のことであると考えている。

また、井戸の増設については、条例の許可基準に照らし判断していき、採水制限量については、ミネラルウォーターの製造を目的とした井戸の設置事業者との間にそれぞれ協定書を締結しており、その中で1日の採取量の上限を定めている。

協定による採取量の上限は年間ベースの総計で約329万トンであり、これに対し、平成23年における実際の採取量としては約130万トンとの報告を受けている。

次に、地下水保全条例についてであるが、本市においては、本年度から3箇年をかけ、地下水の電磁調査を行い、地下水の状況を立体的に把握することで、将来の地下水保全対策に活かすこととしており、この調査により地下水の利活用と保全の均衡が保持できなくなる恐れが生じたときは、厳しい制限を加えていく必要があるものと考えている。

次に、観測井戸の状況についてであるが、観測井戸については、平成17年度から、市内4箇所に観測井戸を設置してモニタリング調査を行っており、これまでの調査においては、特段の兆候は見られていない。

次に、水関連企業の設立についてであるが、地下水採取に伴う井戸の設置については、地下水保全条例の目的に則り、地下水の保全及び創造に寄与するための対策を講じながら、その可否について判断していく。

議案の処理結果（3月定例会）

議案番号	件 名	結果	内 容
議案第 1 号	平成25年度富士吉田市一般会計予算	可決	予算総額196億1,000万円で、対前年比6.5%増。主な歳入は市税60億2,100万円余り、地方交付税31億5,000万円、国・県支出金33億4,400万円余り、分担金及び負担金12億5,900万円余り、市債17億3,000万円余り、その他の収入41億300万円余り等。主な歳出は物件費38億8,692万9千円、人件費29億738万7千円、公債費20億2,581万8千円、補助費等20億3,561万5千円、扶助費28億8,477万円1千円等。
議案第 2 号	平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計予算	可決	予算総額14億1,450万円で、前年に比べ54万円の微増。歳出の主なものは、公債費、下水道維持管理事業費、公共下水道・流域下水道整備事業費等。
議案第 3 号	平成25年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算	可決	予算総額61億4,362万3千円で、対前年比1%増。歳出の主なものは保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等。
議案第 4 号	平成25年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算	可決	予算総額7億9,889万円で、対前年比0.3%減。歳出の主なものは後期高齢者医療負担金等。
議案第 5 号	平成25年度富士吉田市介護保険特別会計予算	可決	予算総額35億7,646万4千円で、対前年比3.8%増。歳出の主なものは保険給付費等。
議案第 6 号	平成25年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算	可決	予算総額2,018万4千円で、対前年比13.5%増。歳出の主なものは介護予防サービス事業費等。
議案第 7 号	平成25年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算	可決	予算総額 1 億8,100万5千円で、前年対比5.6%増。歳出の主なものは人件費を含む学校運営費等。
議案第 8 号	平成25年度富士吉田市立病院事業会計予算	可決	予算額については、収益的収入74億9,643万3千円、同支出74億517万3千円、資本的収入1億9,970万2千円、同支出4億90万2千円とするもの。
議案第 9 号	平成25年度富士吉田市水道事業会計予算	可決	予算額については、収益的収入 5 億7,130万4千円、同支出 5 億5,812万2千円、資本的収入3億3,594万8千円、同支出5億6,195万円、補填財源2億2,600万2千円とするもの。
議案第10号	組織機構の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	組織機構改革の一環として、総務課法制室を廃止し、総務課の担当とすることに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第11号	富士吉田市個人情報保護条例の一部改正について	可決	個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、個人情報の本人以外収集、目的外利用、外部提供及び総合行政システムの結合について、例外規定を追加する等、所要の改正を行うもの。
議案第12号	富士吉田市防災会議条例の一部改正について	可決	「災害対策基本法の一部を改正する法律」の施行に伴い、富士吉田市防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項の審議等を加える等のため、所要の改正を行うもの。
議案第13号	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について	可決	平成25年度における職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するもの。

議案番号	件 名	結果	内 容
議案第14号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	給与構造改革に伴う昇給抑制を受けた者に対する号給回復を図るため、所要の改正を行うもの。
議案第15号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	可決	中小企業者等への経済支援対策としての利子補給金の交付率の引き上げを1年間延長するため、所要の改正を行うもの。
議案第16号	富士吉田市立中ノ茶屋の設置及び管理に関する条例の制定について	可決	麓からの富士登山の推奨、市民と来訪者との交流及び観光客等の市内への来訪を促すための拠点として富士吉田市立中ノ茶屋を設置するため、施設の名称及び位置、使用の許可等、所要の規定を整備するもの。
議案第17号	富士吉田市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「河川法」の改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の技術的基準を定めるため、所要の規定を整備するもの。
議案第18号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	住民基本台帳カードの新規発行手数料の無料化について1年間延長するため、所要の改正を行うもの。
議案第19号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行による「障害者自立支援法」の改正等に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第20号	富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	可決	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項について定めるため、所要の規定を整備するもの。
議案第21号	富士吉田市道路占用料徴収条例の一部改正について	可決	「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、市道における太陽光発電設備等の占用料を徴収するため、所要の改正を行うもの。
議案第22号	富士吉田市市道の構造基準等を定める条例の制定について	可決	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「道路法」の改正に伴い、市道の構造の技術的基準等を定めるため、所要の規定を整備するもの。
議案第23号	富士吉田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決	上水道給水区域における水道施設整備に係る山梨県への事業計画の変更認可申請に伴い、計画給水人口及び1日最大給水量の見直しを図るため、所要の改正を行うもの。
議案第24号	富士吉田市立中ノ茶屋の指定管理者の指定について	可決	富士吉田市立中ノ茶屋について指定管理者を指定するもの。
議案第25号	富士吉田市立青少年センターの指定管理者の指定について	可決	富士吉田市立青少年センターについて指定管理者を指定するもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第26号	町の区域及び名称の変更について	可決	下吉田市役所周辺地区の住居表示について、新町名を下吉田六丁目から九丁目まで及び下吉田東一丁目から四丁目までとし、新倉の一部を下吉田六丁目から九丁目まで及び下吉田東二丁目から四丁目までに、また、大明見及び上吉田の一部を下吉田東一丁目、それぞれ編入しようとするもの。
議案第27号	字の区域の変更について	可決	土地区画整理法に基づき実施した中央通り線土地区画整理事業の工事完了に伴い、当該事業地内の字を変更するもの。
議案第28号	富士北麓自立支援給付認定審査会共同設置規約の変更について	可決	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行による「障害者自立支援法」の改正に伴い、規約の変更に係る協議をするもの。
議案第29号	平成24年度富士吉田市一般会計補正予算(第7号)	可決	歳入歳出にそれぞれ8億1,277万4千円を追加し、総額を196億4,204万7千円とするもの。歳入では、市債3億4,240万円、社会資本整備総合交付金2億3,714万4千円等を増額するものであり、歳出では、市営西丸尾団地建替事業5億6,170万7千円、市営住宅管理事業5,826万円等を増額するもの。また、保育園管理運営事業外9事業、8億6,008万8千円を繰越明許費とするもの。
議案第30号	平成24年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決	歳入歳出にそれぞれ9,200万円を追加し、総額を61億7,020万9千円とするもの。歳入では、財政調整基金繰入金9,200万円を増額し、歳出では、国保療養給付費負担金等償還金9,200万円を増額するもの。
議案第31号	平成24年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第1号)	可決	収益的収入を2,111万3千円増額し、総額を6億651万6千円とし、支出を2,254万円増額し、総額を5億9,758万7千円とするもの。また、収益的収入では、営業外収益を2,111万3千円増額し、収益的支出では、営業費用を2,254万円増額するもの。
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	選挙	上吉田区域の渡辺貞治議員が当選。

年4回/15,000部 市内全域配布!

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局 ☎0555-22-0612(直通)